

# 固定資産税についてのお知らせ

課税明細書および納税通知書は  
4月12日に発送予定

納税者の皆さんに、固定資産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、固定資産課税明細書をお送りします。

課税明細書は、所有者別資産の課税標準額が法定免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円）以上の場合に、納税通知書と同封してお送りします。ただし、所有している資産の多い方は、納税通知書と課税明細書を別々にお送りします。

なお、課税明細書の再発行はできませんので大切に保管してください。

発送は、4月12日を予定しています。

## 固定資産縦覧帳簿の縦覧期間は4月1日～30日まで

平成16年度の縦覧期間は、4月1日～30日まで（ただし、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）で、固定資産税の納税者の方は、縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。

縦覧帳簿には、市内のすべての土地または家屋の所在、地番、地目、地積、家屋番号、構造、種類、床面積、価格、建築年が記載されており、ご自身が所有している資産と比較することができます。

## 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人などの方は、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧することができます。手数料は300円となります（縦覧期間中は無料）。

なお、借地・借家人などの方が閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要となります。

固定資産縦覧帳簿と課税台帳の閲覧を希望される方は、税務課へお出かけください。

..... 詳しくは、税務課資産税係（内線176～179）へどうぞ。.....

# 保健センターが行う健康診査は登録制です 健康診査の個人通知を希望される方は、 4月9日（金）までに登録を！



## 健康診査の内容・対象者

健康診査名	内 容	対 象 者
結核検診	胸部線検査	平成元年4月1日以前に生まれた方（学校・職場・病院などで受ける機会のない方は、必ず受診してください。）
基本健康診査	身体計測・血圧・尿検査・血液検査・心電図	職場・病院などで受ける機会のない140歳以上の方（昭和40年4月1日以前生まれ）
胃がん検診	胃部線検査	
大腸がん検診	便鮮血2日法	
子宮頸がん検診	視診・内診・細胞診	職場・病院などで受ける機会のない130歳以上の女性（昭和50年4月1日以前生まれ） 乳房X線検査（マンモグラフィ）は50歳以上の女性（昭和30年4月1日以前生まれ）
乳がん検診	問診・視診・触診・乳房線検査（マンモグラフィ）	
前立腺がん検診	問診・血液検査	職場・病院などで受ける機会のない150歳以上の方（昭和30年4月1日以前生まれ）

平成十六年度に保健センターから健康診査の個人通知を発送する方は、平成十五年度中に各種健康診査の個人通知が届いた方と、市の健康診査を受けられた方です。

前記以外の方で、今後、市

552010へどうぞ。

詳しくは、保健センター（☎

の各種健康診査の個人通知を希望される方は4月9日（金）までに、保健センターへお申し込みください。